

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社大戸屋ホールディングス

上記事項の内容につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ootoya.jp/ir/>）に記載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は以下の通りであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、企業の社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「基本方針」の周知徹底を図る。

また、「コンプライアンス規程」を定め、業務執行や研修等を通じ指導教育を実施し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合する体制を整備する。

代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を管理するとともに、「内部通報制度規程」を定め、コンプライアンス上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等へは毅然とした姿勢で臨み一切の関係を遮断する。不当要求等については断固として拒否し、弁護士、警察等とも連携して的確な対応を行う。

被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、当社及び当社子会社の内部監査に関する基本方針を定め、当社及び当社子会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会などの重要会議の審議過程や意思決定の記録、稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社及び当社子会社の事業推進に伴う損失の危険（以下「リスク」という）についてそれぞれの部署が管理し、関係者へ周知徹底を図るものとする。
加えて、リスクについて把握・評価し適切な対応を行うために、「リスク管理規程」を定めリスク管理体制を整備するとともに代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの一元管理を行う。委員長は全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜取締役会に報告する。
また、大規模な事故、災害、不祥事等の不測の事態については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が必要な人員で構成する緊急対策本部を適宜設置することとする。
- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会及び取締役会の委任を受けた審議・決定機関である経営会議において当社及び子会社の取締役等及び使用人が共有する年度計画を定め、この浸透を図る。各取締役は目標達成に向けて各部門が実施する具体的な目標と権限分配を含めた効率的な方策を定める。
また、ＩＴを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、持株会社として当社及び当社子会社の業務運営を管理監督し、必要な経営資源を配分し、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、セグメント別の事業毎に、それぞれ責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。
当社の取締役または執行役員は当社子会社の取締役を兼務し、当社子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査役は、適宜当社子会社の監査を行い、当社子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
当社は、当社子会社に対し、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとし、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑨ 取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役等及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容についてすみやかに監査役に報告する。

常勤監査役は、取締役会のほかに経営会議などの重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制を確保する。

また、監査役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書などを閲覧し、必要に応じ取締役又は使用人に説明を求める。

⑩ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役・監査役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令違反行為等当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに当社監査役に報告を行う。

⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役・監査役等及び使用人に周知徹底する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行う。また内部監査担当部署とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高める。加えて、代表取締役との定期的な意見交換会を設置する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における運用状況の概況は以下の通りであります。

(取締役の職務の執行に関する事項)

- ・当事業年度は取締役会を19回（うち臨時7回）開催し、重要事項について審議・決定したほか、各事業部門を担当する取締役から業務執行についての報告を受けました。
- ・常勤役員で構成される経営会議を原則毎週1回開催し、業務運営における重要事項や取締役会において審議される議案の事前審議を行いました。
- ・当社の各子会社の取締役等の職務遂行が適正に行われているかを監視、監督いたしました。また、常勤監査役が国内子会社並びに海外子会社の監査を行いました。

(コンプライアンス及びリスク管理に関する事項)

- ・当事業年度は「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき設置されている「コンプライアンス・リスク管理委員会」を12回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関する留意点・対応方針につき徹底を図りました。
- ・コンプライアンスに対する意識向上のため全従業員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施いたしました。
- ・内部監査室は内部監査計画に基づき、当社ならびに子会社の内部監査を行い、その結果は代表取締役、監査役に報告を行いました。
- ・コンプライアンス・ホットラインを通じた内部通報については、第三者機関と提携した「大戸屋ホットライン」を設置し、内部監査室が中心となり適切な対応を行いました。また、その状況は経営会議において報告いたしました。
- ・新型コロナウイルス対策としては、対策本部を立ち上げ、2020年1月22日以降、全従業員に対し「新型コロナウイルスに関する注意喚起」「店舗での感染者発生時の対応フロー」「発熱時の出勤停止」等の業務連絡を配信し、周知徹底を図りました。
- ・安否確認システムにより、2019年8月28日に発生した「九州北部大雨特別警報」、2019年10月12日及び13日に発生した「関東地方大雨特別警報」「東北地方大雨特別警報」等において、従業員の無事を確認しました。

（監査役に関する事項）

- ・当事業年度は監査役会を17回開催し、監査に関する重要な報告、審議、決定を行いました。また、取締役会に出席し、取締役の職務遂行の適正性を監査いたしました。
- ・常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等重要会議に出席し、その業務執行について監査いたしました。
- ・常勤監査役は監査の実効性を高めるため、代表取締役、会計監査人と定期的に情報収集・意見交換を行うと共に内部監査室と密接に連携いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,512,753	1,430,933	1,563,153	△121	4,506,719
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	10,042	10,034	－	－	20,076
剰 余 金 の 配 当	－	－	△180,899	－	△180,899
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△168	△168
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△1,147,688	－	△1,147,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	10,042	10,034	△1,328,587	△168	△1,308,679
当 期 末 残 高	1,522,796	1,440,967	234,565	△289	3,198,039

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	201	103,198	△28,554	74,844	196	43,635	4,625,395
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	－	－	－	－	－	－	20,076
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△180,899
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△168
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	－	－	△1,147,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△353	2,560	4,263	6,470	△196	24,771	31,045
当 期 変 動 額 合 計	△353	2,560	4,263	6,470	△196	24,771	△1,277,634
当 期 末 残 高	△152	105,758	△24,291	81,314	－	68,406	3,347,761

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

8 社

連結子会社の名称

株式会社大戸屋

香港大戸屋有限公司

OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.

AMERICA OOTOYA INC.

OOTOYA NJ L.L.C.

M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.

VIETNAM OOTOYA CO., LTD.

THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.

OOTOYA NJ L.L.C.は新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社OTYフィールについては、株式会社大戸屋に吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち 7 社（香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.、OOTOYA NJ L.L.C.、VIETNAM OOTOYA CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.）の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の貸借対照表及び損益計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

□ たな卸資産

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～34年

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） のれんについては、その支出の効果の発現期間（3年）によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖により発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における閉鎖決定店舗の閉店時に発生すると認められる額を計上しております。

④ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑤退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づく退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（４年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑦追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、今後、少なくとも2020年６月まで当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積もりを行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,032,814千円

(2) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等の債務保証を行っております。

F C加盟店（1件） 10,559千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,246,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会決議	普通株式	180,899千円	25円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月27日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	181,127千円	25円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 0株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、賃借物件等に係る敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、新規取得時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、所管部署が相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を適度に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,005,630	2,005,630	—
(2) 売掛金	900,185	900,185	—
(3) 預け金	157,984	157,984	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,720	2,720	—
(5) 敷金及び保証金	1,850,255	1,832,024	△18,231
資産計	4,916,777	4,898,546	△18,231
(6) 買掛金	902,922	902,922	—
(7) 短期借入金	600,000	600,000	—
(8) 長期借入金	960,000	969,151	9,151
(9) リース債務	158,252	157,990	△262
(10) 未払金	723,120	723,120	—
負債計	3,344,295	3,353,184	8,888
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、賃借物件等に係る敷金及び保証金について、償還予定時期を見積り、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(10) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めて記載しております。

変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（10）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	452円63銭
(2) 1株当たり当期純損失	△158円47銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,512,753	36,983	1,393,962	1,430,945	3,582	1,139,580	1,143,163
当 期 変 動 額							
新株の発行	10,042	10,034	—	10,034	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	18,089	△198,988	△180,899
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△33,791	△33,791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	10,042	10,034	—	10,034	18,089	△232,780	△214,690
当 期 末 残 高	1,522,796	47,018	1,393,962	1,440,980	21,672	906,800	928,473

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△121	4,086,742	201	201	196	4,087,139
当 期 変 動 額						
新株の発行	—	20,076	—	—	—	20,076
剰余金の配当	—	△180,899	—	—	—	△180,899
自己株式の取得	△168	△168	—	—	—	△168
当期純損失	—	△33,791	—	—	—	△33,791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△353	△353	△196	△549
当期変動額合計	△168	△194,782	△353	△353	△196	△195,331
当 期 末 残 高	△289	3,891,959	△152	△152	—	3,891,807

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時 価 の あ る も の …… 当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時 価 の な い も の …… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定額法

（リース資産を除く）

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～34年

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）によっております。

リ ー ス 資 産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において「雑収入」に含めて表示しておりました「受取手数料」については、当事業年度において金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「雑収入」に含まれている「受取手数料」の額は4,921千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	207,544千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	3,033,870千円
関係会社に対する短期金銭債務	25,303千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,240,623千円
販売費及び一般管理費	8,351千円
営業取引以外の取引による取引高	56,540千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式 1,706株
------------------------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,808千円
賞与引当金	1,117千円
海外源泉税	31,407千円
未払社会保険料	169千円
資産除去債務	3,765千円
繰越欠損金	75,120千円
貸倒引当金	9,366千円
退職給付引当金	34,370千円
減損損失	38,383千円
関係会社株式評価損	471,759千円
その他	7,530千円
小計	675,798千円
評価性引当額	△554,938千円
計	120,859千円

繰延税金負債

資産除去費用	△2,238千円
計	△2,238千円
繰延税金資産の純額	118,621千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	AMERICA OOTOYA INC. (注) 1	所有 (直接) 100.0%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	163,080 19,500	関係会社 長期貸付金	265,745
子会社	株式会社大戸屋 (注) 1,2,3,5	所有 (直接) 100.0%	経営指導 役員の兼任 設備の賃貸 資金の援助	経営指導料 等の受取 設備の賃貸料 の受取 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 増資の引受	823,980 20,520 3,600,000 3,000,000 25,866 301,440	売掛金 未収入金 短期貸付金 —	63,940 5,538 2,900,000 —
子会社	THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD. (注) 1,4	所有 (直接) 49.0%	役員の兼任 資金の援助 食材販売	食材の販売	157,360	売掛金	33,792
子会社	VIETNAM OOTOYA CO., LTD. (注) 1	所有 (直接) 100.0%	資金の援助	資金の貸付	136,400	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	9,900 189,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付の取引条件は市中金利を勘案して決定しており、担保の受入等の取引関係はありません。
2. 経営指導料等の取引条件については、業務内容を勘案して決定しております。
3. 設備の賃貸取引に係る取引条件については、賃貸に係る総原価を勘案して決定しております。
4. 食材販売に係る取引条件は、第三者との取引条件を基に決定しております。
5. 上記取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高については消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 537円16銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △4円67銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。